

第739回むつ市教育委員会

規則の一部改正議案参考資料新旧対照表

目

次

議案第 2 号	むつ市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則	1
議案第 3 号	むつ市教育研修センター条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	3

むつ市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(補助執行)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務は、当該各号に定める者に補助執行させる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 公の施設に係る指定管理者の選定事務に関する事項 <u>財務部管財・施設</u> <u>経営課</u>の職員</p>	<p>(補助執行)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務は、当該各号に定める者に補助執行させる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 公の施設に係る指定管理者の選定事務に関する事項 財務部<u>施設経営</u> <u>戦略課</u>の職員</p>

むつ市教育研修センター条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(職員)</p> <p>第2条 センターに所長を置くほか、必要に応じ総括主幹、所長補佐、主幹、主任指導主事、指導主事、主任主査、主査、主任、主事、<u>教育相談専門官</u>、教育相談員及びその他必要な職員を置くことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>教育相談専門官及び教育相談員</u>は、非常勤とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(職務)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 <u>教育相談専門官及び教育相談員</u>は、上司の命を受け、教育相談業務に従事するとともに、<u>教育相談専門官は、教育相談業務を総括する。</u></p>	<p>(職員)</p> <p>第2条 センターに所長を置くほか、必要に応じ総括主幹、所長補佐、主幹、主任指導主事、指導主事、主任主査、主査、主任、主事、教育相談員及びその他必要な職員を置くことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>教育相談員</u>は、非常勤とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(職務)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 <u>教育相談員</u>は、上司の命を受け、教育相談業務に従事する。</p>